

中国地区所有者不明土地等連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、中国地区所有者不明土地等連携協議会と称する。

（目的）

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）に関して、支援等を行うことにより、用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等）の情報共有
- 二 所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有
- 三 地方公共団体からの相談体制の構築
- 四 地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- 五 用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案
- 六 構成員等による講習会や講演会等の開催
- 七 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。

（会長）

第5条 会長は、国土交通省中国地方整備局長をもってこれにあてる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

（総会）

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、会長が指名する。
- 3 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(ワーキンググループ)

第8条 幹事会は、各県毎に第7条第4項各号に掲げる事項のうち必要な活動を行うためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、中国地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、中国地方整備局用地部用地企画課長をもってこれにあてる。
- 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

(別表1)

中国地区所有者不明土地等連携協議会構成員

1. 行政機関

名 称	備 考
国土交通省中国地方整備局長	会長
国土交通省中国地方整備局用地部長	
国土交通省中国地方整備局建政部長	
法務省広島法務局長	
法務省広島法務局民事行政部長	
鳥取県県土整備部長	
島根県土木部長	
岡山県土木部長	
広島県土木建築局長	
山口県土木建築部長	
岡山市都市整備局長	
広島市都市整備局長	

2. 関係団体

名 称	備 考
中国地方弁護士会連合会理事長	
日本司法書士会連合会中国ブロック会会長	
中国不動産鑑定士協会連合会会長	
広島県行政書士会会長	
日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長	
(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長	

中国地区所有者不明土地等連携協議会

中国地方整備局
(協議会のマネジメント等)

広島法務局
(登記制度に関する情報提供)

中国5県・2政令市
(管内市町村のとりまとめ等)

関係団体
(講習会等の開催等)

※活動内容【開催数 年1回】

- ①所有者不明土地法に関する施策・取組(地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記土地に関する不動産登記法の特例等)の情報共有
- ②所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有
- ③地方公共団体からの相談体制の構築
- ④地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- ⑤用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案(アウトソーシング)
- ⑥構成員等による講習会や講演会等の開催

中国地区所有者不明土地等連携協議会幹事会

※活動内容【開催数 年2～3回】

- ①特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握(WGで活動)
- ②所有者不明土地関連情報の提供(WGで活動)
- ③地方公共団体からの相談窓口設置案の作成
- ④地方公共団体の用地業務に関する支援ニーズの把握(WGで活動)
- ⑤地方公共団体の用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案のための検討
- ⑥用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策案の作成(アウトソーシング)
- ⑦構成員等による講習会や講演会等の開催(WGで活動)

支援

市町村等

連携協議会

幹事会

活動内容 【開催数 年2～3回】

- ③ 地方公共団体からの相談窓口設置案の作成
- ⑤ 地方公共団体の用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決の提案のための検討
- ⑥ 用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策案の作成(アウトソーシング)

山口県 WG

広島県 WG

岡山県 WG

島根県 WG

【例】鳥取県WG

WG構成員

- ・協議会事務局(整備局用地部) ・鳥取地方務局登記部門 ・鳥取県用地担当課

WG活動内容

- ① 特定登記完了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握
- ② 所有者不明土地関連連情報の提供
- ④ 用地業務に関する支援ニーズの把握
- ⑦ 構成員等による講習会・講演会の実施

支援要望

鳥取県内市町村

A市

B町

C市

D町

E市

F町

G市

H町

I市

J町

支援活動